

保険業法に係る特定商取引に関する法律の適用除外のための政令改正について

平成 23 年 3 月
金融庁

1 特定商取引に関する法律施行令の改正

現行の特定商取引に関する法律施行令（以下「特定商取引法施行令」）において、保険会社の行う保険の引受け等（注 1）は、既に特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」）の適用除外とされているところ、改正後の保険業法等の一部を改正する法律（注 2）に基づき認可特定保険業者が行う特定保険業等を、特定商取引法の適用除外とすべく、特定商取引法施行令に必要な手当てを行うこととするもの。

（注 1）適用除外となる具体的業務については、別紙 1 の「対象業務」参照。

（注 2）平成 17 年法律第 38 号。改正の概要については、別紙 2 参照。

2 現行の特定商取引法と保険業法との関係

現行保険業法に規定されている業務等が特定商取引法の適用除外とされている理由は、以下のとおりとなっている。

- ① 特定商取引法における違反類型（不当勧誘・不当広告等）に対して、業務改善命令や指示命令等の是正措置が準備されていること
 - 保険業法上、保険会社等が不当な勧誘や広告を行った場合等には、別紙 1 のように業務改善・停止命令、免許の取消し等の措置が存在（保険業法 132 条 1 項、133 条等）。
- ② 上記是正措置を発動する目的が、特定商取引法の目的と合致
 - 上記措置は保険契約者の保護の観点からの措置であり、特定商取引法の目的と合致。

3 認可特定保険業者の行う特定保険業等について特定商取引法の適用除外とすることが適切な理由

認可特定保険業者についても、不当な勧誘や広告が行われた場合等には、保険契約者等の保護の観点から、業務停止命令や認可の取消しの措置が存在している（保険業法等の一部を改正する法律附則 4 条 1 項・2 項による保険業法の準用）。

以上

【保険業法参照条文】

○目的規定

(目的)

第一条 この法律は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(注)「保険契約者等」：保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者（第5条第1項第3号イ）

○保険会社に対する是正措置

(業務の停止等)

第一百三十二条 内閣総理大臣は、保険会社の業務若しくは財産又は保険会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該保険会社の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 (略)

(免許の取消し等)

第一百三十三条 内閣総理大臣は、保険会社が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役、執行役、会計参与若しくは監査役の解任を命じ、又は第三条第一項の免許を取り消すことができる。

一 法令、法令に基づく内閣総理大臣の処分又は第四条第二項各号に掲げる書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき。

二 当該免許に付された条件に違反したとき。

三 公益を害する行為をしたとき。

○認可特定保険業者に対する是正措置（保険業法等の一部を改正する法律による準用）

(業務の停止等)

第一百三十二条 行政庁は、認可特定保険業者の業務若しくは財産又は認可特定保険業者及びその子会社等〔中略〕の財産の状況に照らして、当該認可特定保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該認可特定保険業者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該認可特定保険業者の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該認可特定保険業者の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 (略)

(認可の取消し等)

第百三十三条 行政庁は、認可特定保険業者が次の各号のいずれかに該当することとなったとき、平成十七年改正法附則第二条第七項第一号イ、ロ、ニ若しくはホに該当することとなったとき、同項第三号若しくは第四号に掲げる基準に適合しなくなったとき又は不正の手段により同条第一項の認可を受けたときは、当該認可特定保険業者の業務の全部若しくは一部の停止若しくは理事若しくは監事の解任を命じ、又は同項の認可を取り消すことができる。

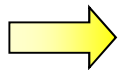
- 一 法令、法令に基づく行政庁の処分又は平成十七年改正法附則第二条第三項各号（第五号を除く。）に掲げる書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき。
- 二 当該認可に付された条件に違反したとき。
- 三 公益を害する行為をしたとき。

消費者被害に対する是正措置(保険業法関係)

対象業務	是正措置
保険会社の行う保険の引受、付随業務等	業務の停止等、免許の取消等
外国保険会社の行う保険の引受、付随業務等	業務の停止等、免許の取消等
少額短期保険業者の行う保険の引受、付随業務等	業務改善命令、登録の取消等
保険仲立人の行う保険契約の締結の媒介	業務改善命令、登録の取消等
指定紛争解決機関の行う苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びに付随業務	業務改善命令、指定の取消等
引受社員の行う保険の引受、付随業務等	業務の停止等、免許の取消等
特定保険募集人の行う保険契約の締結の代理又は媒介	業務改善命令、登録の取消等

基本的考え方

- ・共済事業は、契約者から金銭を預かり、一定の事故が発生した場合には確実な契約の履行が求められる事業であり、契約者等の保護の観点が重要。 ⇒ 平成17年の保険業法改正により、原則として保険業法の規定を適用。
- ・他方、既存の団体の中には、保険業法の規制に直ちには適合することが容易でないものも存在。
- ・既存の団体の共済事業の将来的な位置づけについては、今後の運営状況等を見極めつつ、改めて整理する必要。



既存の団体のうち、一定の要件に該当するものについて、現行の制度共済の例等を参考に、保険業法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に即した監督を行う。

対象

- ・平成17年の保険業法改正時に現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当するものは、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができる
 - － 一般社団/財団法人であること
 - － 一定の財産的基礎、人的構成を有すること
 - － 業務・経理の適切性 等

(注)「特定保険業」:改正後の保険業法に規定する保険業であって、改正前の保険業法に規定する保険業に該当しないもの

経理・監督

- ・特定保険業等と他の業務との区分経理
- ・財務状況等の開示
- ・責任準備金等の積立て
- ・保険計理人の関与(長期かつ保険料積立金が必要な場合等)
- ・監督(報告徴求、立入検査、業務改善命令 等)

業務

- ・特定保険業は、保険業法改正時に行っていた範囲内
- ・新規の他の業務は、行政庁の承認により可能
- ・資産運用方法は一定の範囲内(行政庁の承認により拡大可能)
- ・保険募集に係る重要事項の説明義務、虚偽告知の禁止 等

その他

- ・行政庁:公益法人については旧主務官庁、その他は内閣総理大臣(金融庁)
- ・主務省令:内閣総理大臣及び各公益法人に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令
- ・罰則その他所要の規定を整備
- ・今回の法改正に係る特定保険業の制度についての検討規定